

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第150期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 新家工業株式会社

【英訳名】 ARAYA INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 澤 保

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

【電話番号】 (06)6253-0221 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 上村 恵一

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

【電話番号】 (06)6253-0221 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 上村 恵一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第149期 第1四半期 連結累計期間 | 第150期 第1四半期 連結累計期間 | 第149期 |
|---|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年4月1日 至平成24年6月30日 | 自平成25年4月1日 至平成25年6月30日 | 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 8,480 | 8,446 | 34,602 |
| 経常利益 (百万円) | 54 | 214 | 353 |
| 四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (百万円) | 147 | 143 | 97 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 212 | 390 | 679 |
| 純資産額 (百万円) | 19,593 | 20,669 | 20,445 |
| 総資産額 (百万円) | 38,706 | 39,299 | 39,128 |
| 1株当たり四半期純利益金額又は1株当 たり四半期(当期)純損失金額() (円) | 2.60 | 2.58 | 1.73 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | | | |
| 自己資本比率 (%) | 48.2 | 50.0 | 49.7 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しており、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行っておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、デフレ脱却に向けた政府主導の経済政策や日銀の金融政策による期待感から円安・株高傾向となり、輸出関連を中心に企業収益の改善や個人消費の一部に持ち直しの動きなど、景況感に回復の兆しが見えてきました。しかし、その一方で欧州の債務問題や中国など新興国経済の成長鈍化による海外景気の下振れが懸念され、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような情勢のもと鋼管業界におきましては、震災復興需要が徐々に動き出てきたものの力強さに欠け、企業の景況感が改善されてきたとはいえ、实体经济に波及するまでには至らず、企業の設備投資向けの需要は引き続き低調に推移しております。一方、建材関連の需要については、消費税率アップ前の住宅関連や首都圏のビル等の建替えによる需要などで久しぶりに回復傾向となりました。

当社グループといたしましては、様々な顧客ニーズに柔軟に対応できるよう積極的な営業活動を行い、設備稼働率の向上とコスト削減に努力いたしました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,446百万円（前年同期比0.4%減）、営業利益173百万円（前年同期比242.1%増）、経常利益214百万円（前年同期比295.1%増）となり、四半期純利益は143百万円（前年同期は四半期純損失147百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（鋼管関連）

普通鋼製品においては、景況感の改善が需要の回復になかなか結びつかず、震災復興関連の需要も盛り上がり弱く遅れ気味であります。このような中で、住宅関連の建材においては消費税率アップ前の駆け込み需要が見られ、一部地域では新規店舗の出店による建材や陳列棚部材が好調でありました。価格面では、円安傾向と製鋼原料等の価格上昇にともなう原材料価格の値上がりを受けて、鋼管等の各メーカーは価格是正に向けての気運となったものの、全体的に需要が弱含みのなかで価格是正が遅れています。

ステンレス製品につきましても、過去の価格高騰が引き起こしたステンレス離れと円高による国内産業の空洞化の影響もあって、震災後の需要落ち込みからの回復が思うように進みませんでした。このような中、食品・飲料・医薬品など一部の設備投資関連の需要は比較的安定しておりましたが、造船や半導体・液晶関連の需要は低調に推移しました。価格面では、原材料メーカーの値上げをきっかけに期初に価格是正をいたしましたが、過去の価格高騰が引き起こしたステンレス離れと国内産業の空洞化の影響もあって、需要回復が進まないなかで価格維持が難しくなっております。

この結果、当セグメントの売上高は7,960百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益は154百万円（前年同期は営業損失49百万円）となりました。

(自転車関連)

国内の自転車業界につきましては、景気に改善の兆しが見られるものの、消費者層において景気回復を実感するまでに至っていないのか、国内生産車・輸入車ともに販売の減少傾向が続いております。健康志向や環境・省エネなどの配慮から愛好者の広がりがありましたスポーツ用自転車も、多くが輸入商品であることから、為替動向の影響を受けて利益率の低下が問題となってまいりました。今後の価格是正によっては、さらに需要の縮小に繋がるおそれがあります。

このような状況のなかで、独自の商品企画力を発揮して好評を得ております「アラヤ」および「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車については、価格是正後もユーザーの支持を得られるよう話題性のある新商品の提供に努めております。電動アシスト自転車に多く採用されているステンレスリムは、需要が伸び悩むなかで強度・精度面の評価が高く、販売を維持することができました。また、アルミリムについては引き続き中高級品に絞り込み、インドネシア子会社との連携により拡販に努めました。

この結果、当セグメントの売上高は375百万円（前年同期比14.0%増）、営業損失は11百万円（前年同期は営業利益3百万円）となりました。

(不動産等賃貸)

不動産賃貸収入につきましては、東京工場跡地の地代収入を中心に安定した業績をあげております。

この結果、当セグメントの売上高は93百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は89百万円（前年同期比3.1%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。上場会社である当社の株式は、基本的に株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する敵対的な大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとと考えています。

当社は、株主等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われた場合、当社取締役会は、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

二 取組みの具体的な内容

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

- ・ 常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する
- ・ 公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する
- ・ 自然と調和し国際社会と共生する
- ・ お客様を大切に、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は明治36年創業以来100年を超える歴史の中で培われた製造技術、とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者・顧客・支払先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月28日開催の第147期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を平成26年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について承認されました。

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所又は所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会又は株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。

三 及び の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

イ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

ロ 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものではないこと

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。

このことは、本プランが、導入に際して株主総会決議による承認を得ることとしていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。

ハ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

なお、本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）ならびに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は12百万円であります。また、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 160,000,000 |
| 計 | 160,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|--------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 普通株式 | 60,453,268 | 60,453,268 | 東京証券取引所 市場第一部 | 単元株式数は 1,000株であります。 |
| 計 | 60,453,268 | 60,453,268 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成25年4月1日～ 平成25年6月30日 | | 60,453 | | 3,940 | | 4,155 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 4,879,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 55,339,000 | 55,339 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 235,268 | | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 60,453,268 | | |
| 総株主の議決権 | | 55,339 | |

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式284株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 新家工業株式会社 | 大阪市中央区 南船場二丁目12番12号 | 4,879,000 | | 4,879,000 | 8.07 |
| 計 | | 4,879,000 | | 4,879,000 | 8.07 |

- (注) 当第1四半期会計期間末（平成25年6月30日）の自己保有株式は4,879,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.07%）となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|-------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 6,208 | 6,090 |
| 受取手形及び売掛金 | 13,224 | 12,717 |
| 有価証券 | 1,557 | 1,508 |
| 商品及び製品 | 3,862 | 4,000 |
| 仕掛品 | 223 | 230 |
| 原材料及び貯蔵品 | 689 | 963 |
| その他 | 509 | 551 |
| 貸倒引当金 | 115 | 110 |
| 流動資産合計 | 26,159 | 25,950 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 土地 | 4,292 | 4,303 |
| その他(純額) | 3,058 | 3,190 |
| 有形固定資産合計 | 7,351 | 7,494 |
| 無形固定資産 | | |
| | 89 | 84 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 5,350 | 5,590 |
| その他 | 178 | 180 |
| 貸倒引当金 | 0 | 0 |
| 投資その他の資産合計 | 5,528 | 5,770 |
| 固定資産合計 | 12,968 | 13,348 |
| 資産合計 | 39,128 | 39,299 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 9,557 | 9,226 |
| 短期借入金 | 5,058 | 5,275 |
| 未払法人税等 | 49 | 24 |
| 賞与引当金 | 297 | 169 |
| その他 | 1,045 | 1,173 |
| 流動負債合計 | 16,008 | 15,869 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 1,571 | 1,573 |
| 役員退職慰労引当金 | 33 | 34 |
| 環境対策引当金 | 30 | 30 |
| 資産除去債務 | 6 | 6 |
| その他 | 1,033 | 1,116 |
| 固定負債合計 | 2,674 | 2,760 |
| 負債合計 | 18,683 | 18,630 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,940 | 3,940 |
| 資本剰余金 | 4,155 | 4,155 |
| 利益剰余金 | 11,121 | 11,098 |
| 自己株式 | 717 | 717 |
| 株主資本合計 | 18,500 | 18,477 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,382 | 1,536 |
| 繰延ヘッジ損益 | 1 | 1 |
| 為替換算調整勘定 | 424 | 357 |
| その他の包括利益累計額合計 | 959 | 1,180 |
| 少数株主持分 | 985 | 1,011 |
| 純資産合計 | 20,445 | 20,669 |
| 負債純資産合計 | 39,128 | 39,299 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|-------------------------------------|---|---|
| 売上高 | 8,480 | 8,446 |
| 売上原価 | 7,332 | 7,062 |
| 売上総利益 | 1,147 | 1,383 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,097 | 1,210 |
| 営業利益 | 50 | 173 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | 1 |
| 受取配当金 | 48 | 57 |
| 仕入割引 | 4 | 4 |
| その他 | 10 | 29 |
| 営業外収益合計 | 64 | 92 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 10 | 10 |
| 売上割引 | 4 | 3 |
| 退職給付会計基準変更時差異の処理額 | 33 | 33 |
| その他 | 12 | 3 |
| 営業外費用合計 | 60 | 51 |
| 経常利益 | 54 | 214 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 18 |
| 特別利益合計 | - | 18 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 1 | 1 |
| 投資有価証券評価損 | 253 | - |
| 特別損失合計 | 255 | 1 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失() | 201 | 232 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4 | 14 |
| 法人税等調整額 | 40 | 67 |
| 法人税等合計 | 36 | 81 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失() | 164 | 150 |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 17 | 7 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 147 | 143 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|---|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失() | 164 | 150 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 66 | 153 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 | 0 |
| 為替換算調整勘定 | 18 | 85 |
| その他の包括利益合計 | 47 | 239 |
| 四半期包括利益 | 212 | 390 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 204 | 364 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 8 | 26 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。
 なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれています。

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 受取手形 | 868百万円 | 709百万円 |
| 支払手形 | 440百万円 | 503百万円 |
| その他(設備関係支払手形) | 29百万円 | 5百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|-------|---|---|
| 減価償却費 | 112百万円 | 112百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------|--------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 169百万円 | 3円 | 平成24年 3月31日 | 平成24年 6月28日 |

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------|--------------|----------------|----------------|
| 平成25年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 166百万円 | 3円 | 平成25年 3月31日 | 平成25年 6月27日 |

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

| | 報告セグメント | | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|-----------------------|---------|-----------|------------|-------|-------------|-------|-------------|-------------------------------|
| | 鋼管関連 | 自転車 関連 | 不動産等 賃貸 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 8,020 | 329 | 92 | 8,441 | 38 | 8,480 | | 8,480 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | | | 10 | 10 | | 10 | 10 | |
| 計 | 8,020 | 329 | 103 | 8,452 | 38 | 8,490 | 10 | 8,480 |
| セグメント利益 | 49 | 3 | 86 | 40 | 2 | 42 | 7 | 50 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械設備、福祉機器の製造販売であります。

2. セグメント利益の調整額はすべて棚卸資産の調整によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

| | 報告セグメント | | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|-----------------------|---------|-----------|------------|-------|-------------|-------|-------------|-------------------------------|
| | 鋼管関連 | 自転車 関連 | 不動産等 賃貸 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 7,960 | 375 | 93 | 8,428 | 17 | 8,446 | | 8,446 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | | | 10 | 10 | | 10 | 10 | |
| 計 | 7,960 | 375 | 103 | 8,439 | 17 | 8,456 | 10 | 8,446 |
| セグメント利益 | 154 | 11 | 89 | 232 | 8 | 223 | 50 | 173 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械設備、福祉機器の製造販売であります。

2. セグメント利益の調整額はすべて棚卸資産の調整によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|--|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() | 2円60銭 | 2円58銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円) | 147 | 143 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額又は普通株 式に係る四半期純損失金額()(百万円) | 147 | 143 |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株) | 56,577 | 55,573 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山 謙 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新家工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。